

令和4年11月21日（月）

令和4年第11回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和4年第11回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則
第11条により総会は成立しております。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古
島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこ
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、3番：松岡日出雄委員、4番：仲里長造委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の國仲恵常 調整官を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請につい
て」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、賃貸借権、無償移転の順に説
明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）
について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は11件でございます。
受付番号1番から11番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から11番は、別紙参考資料1ページから11ページの調査書の
とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満た
しております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足
説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は上野テマカハイツから山根集落向け入江集落の左側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を5番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は長浜集落から長山港佐良浜港線の佐良浜向けに位置し、譲受人は50年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を7番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は新里集落から宮國ソバル集落向け300㎡右側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を8番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は鏡原自動車から旧宮原小学校向けの宮積集落の北側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は長間公民館の北西100㎡に位置し、譲受人は機械等は親戚の機会を利用してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号6番と7番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は福北集落センターの北側300mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

下地推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は沖縄県農業研究センターから下北集落向け1km右側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号8番と9番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は宮古空港から上野庁舎向けのアットホームこころの北側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

友利推進委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は宮古空港から上野庁舎向けのアットホームこころの北側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地2区推進委員にお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は旧宮原小学校の北側650mの三叉路の西側250mに位置し、譲受人は機械等は知人の機械等を利用してマンガー作栽培です。

議長： 次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は横嶽団地から東側300mに位置し、譲受人は20年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から11番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）は、7件でございます。受付番号12番から18番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号12番から18番は、別紙参考資料12ページから18ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号12番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は市営保良団地の南東100㎡に位置し、譲受人は30年以上の農業経営で機械等は親戚の機械を利用してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員をお願いいたします。

津波古推進委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は市役所より狩俣採石所向け100㎡右側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号14番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号14番の説明をいたします。場所は旧城辺中学校の東側50㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号15番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺6区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号15番の説明をいたします。場所は市営福北団地の東側100㎡に位置し、譲受人は10年以上の農業経営で機械等も所有して葉たばこ栽培です。

議長： 次に受付番号16番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地2区推進委員にお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号16番の説明をいたします。場所は洲鎌のツヌジ御嶽から来間向け150㎡に位置し、譲受人は20年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号17番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地3区推進委員にお願いいたします。

高原推進委員：

受付番号17番の説明をいたします。場所はサニツ浜ふれあい広場の南側150㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号18番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号18番の説明をいたします。場所は横嶽団地から南側300㎡に位置し、譲受人は30年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入りますが、10番・川満里志委員、事務局・渡真利忍局長に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いいたします。

質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

《 10番委員・事務局長退室 》

議 長： 改めまして、これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
10番委員、事務局長等の入室・着席を認めます。

《 10番委員・事務局長入室・着席 》

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は7件でございます。
受付番号19番から25番を説明いたします。

（内容省略）

受付番号19番から25番は、別紙参考資料19ページから25ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号19番から25番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第3議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、6件でございます。受付番号1番から6番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番から4番までの現地調査の結果ならびに補足説明を事務局をお願いいたします。

川満事務局：

受付番号1番の説明をいたします。場所は長北海岸から南へ1.5kmに位置し、譲受人は農地中間管理機構を通しての賃貸借です。

植え付け番号2番の説明をいたします。場所は城辺野球場から南西700mに位置し、譲受人は農地中間管理機構を通しての賃貸借です。

受付番号3番の説明をいたします。場所は上野資源リサイクルセンターから東側600mに位置し、譲受人は農地中間管理機構を通しての賃貸借です。

受付番号4番の説明をいたします。場所は比嘉ロードパークから西側600mに位置し、譲受人は農地中間管理機構を通しての賃貸借です。

議長： 次に受付番号5番と6番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部4区推進委員にお願いいたします。

佐久川推進委員：

受付番号5番と6番は隣接しているので併せて説明いたします。場所は旧伊良部庁舎から北側1.5kmに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： ありがとうございました。これより質疑に入りますが、5番：玉元正助委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いいたします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

《 5番委員退室 》

議長： 改めまして、これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。5番委員の入室・着席を認めます。

《 5番委員入室・着席 》

議 長： 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は3件でございます。
受付番号1番から3番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番と2番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地2区推進委員にお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号1番と2番は隣接していますので併せて説明いたします。場所は、下地のバイオエタノール生産設備事務所の東側に位置し、譲受人は機械等も所有してカボチャ等の野菜栽培農家です。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺1区推進委員にお願いいたします。

島尻推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は七又集落公民館から東側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 休憩します。

議 長： 再開します。

議 長： 次に、日程第5議案第4号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

前泊事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、5件でございます。受付番号1番から5番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、受付番号1番から5番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員をお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

長濱委員：

現地調査報告をいたします。日時は令和4年1月7日（月）に調査員として、1番：砂川栄徳委員、芳山会長、事務局の渡真利局長、上地次長、前泊調整官、仲間さんの7名で調査し、日程として午前9時から9時30分まで事務局にて事前調整会議、9時30分から午後4時45分まで現地調査、午後4時45分から5時5分まで事務局にて調査内容調整会議、11月14日の内部審査会での4条申請5件、5条申請10件、合計15件の調査内容の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

長濱委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所はドラックストア・モリ久貝店の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等に囲まれた農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員をお願いいたします。

長濱委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は宮古自動車学校から西側200mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、佐良浜駐在所の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は前浜港向け信号手前150mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 5 番の現地調査の結果ならびに説明を 16 番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号 5 番の説明をいたします。場所は下地診療所から南側 60 ㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第 3 種農地（上下水道等）上下水道が埋没されている幅員 4 m 以上の道路沿いで概ね 500 ㎡以内に 2 以上の教育・医療施設がある農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 5 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第 5 議案第 4 号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第 6 議案第 5 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

前泊事務局：

今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は、10 件でございます。受付番号 1 番から 10 番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、受付番号1番から10番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いします。

長濱委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は下地診療所の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、4割街区、街区を占める割合が4割を超える区画内の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は仲地駐在所の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、4割街区、街区に占める割合が4割を超える区画内の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は宮古家畜セリ市場の南側300メートルに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は上野博愛漁港の東側に位置し、農地の広がりなし、田打ちの広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・保安林等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は下地診療所の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地（上下水道）上下水道が埋設されている幅員4m以上の道路沿いで、概ね500m以内に2以上の教育・医療施設がある農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は下地診療所の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地（上下水道）上下水道が埋設されている幅員4m以上の道路沿いで、概ね500m以内に2以上の教育・医療施設がある農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は伊良部鯖置団地の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上規模の団地の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 8 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 8 番の説明をいたします。場所は下地川満漁港の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 2 種農地その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地が 10ha 未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 8 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は沖縄県立宮古病院の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 3 種農地、都市計画法上の用途地域にある農地（第 1 種中高層住居専用地域）と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 9 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

前泊事務局：

受付番号10番の説明をいたします。場所は久松地区公民館の南側50mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他宅地・雑種地等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第7議案第6号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、7件でございます。受付番号1番から7番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号1番の説明をいたします。11月4日に平良地区農地パトロールを行い、場所は県営久貝団地の東側に位置し、周囲は住宅に囲まれており、当地は長年、農地としての利用がなく原野化が著しく、今後も農地としての利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所はいけむら外科の東側に位置し、周囲は住宅に囲まれて、当地は長年、農地としての利用がなく宅地との境界となっていることや、今後の計画として崩れてきている斜面をコンクリート打設し擁壁とすることで、今後も農地としての利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は宮古空港東側に位置し、復帰前より農地としての利用がなかったが、農地として復元すべく伐開を試みたが石が多く農地利用が難しいことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

久保委員：

受け付け番号4番の説明をいたします。場所は市営上原団地の南側に位置し、周囲は宅地や雑種地に囲まれた状況であり、当地は長年、農地としての利用がなく原野化が著しく、今後も農地としての利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は平良城辺線沿いの沖縄県家畜保健衛生所の北側に位置し、当地は本土復帰以前より里道の一部として使用されており、今後も農地としての利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は狩俣線の県立宮古特別支援学校の東側約250mに位置し、周囲は原野に囲まれており、道路もなく袋地状態にあり、長年農地としての利用がなく、今後も農地利用の計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を6番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号7番の説明をいたします。11月10日に下地地区パトロールを行い、場所は、沖縄製糖工場の南西に位置し、周囲は与那覇湾や市営第1上地団地及び住宅となっており、当地は長年農地としての利用がなく原野化が著しく、今後も農地としての利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第 2 1 条 (委員の発言)

委 員： 発言なし

議 長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、
字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、以上をもちまして、令和 4 年第 1 1 回宮古島市農業委員会総会を
閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会：

令和 4 年 1 1 月 2 1 日

会 長 芳 山 辰 巳
3 番委員 松 岡 日出雄
4 番委員 仲 里 長 造